オープンカレッジ

将来見据え 活用検討を

銀行破綻処理におけるベイルインとは

わが国では、金融機関の不良債権比率が史上最低水準で落ち着いている中、不良債権問題は忘却の彼方に忘れ去られている感がある。しかし、つい10年ほど前にはリーマンショックが発生し、欧米各国では危機の連鎖を防ぐことや不良債権処理を目的に税金が投入され、国民からの大きな非難を浴びた。日本でも、銀行破綻がなかったにもかかわらず、実体経済面では欧米を上回る大きな影響を受けたことはよく知られている通りである。

こうしたリーマンショックにおける金融システム等の混乱を教訓に、金融機関に関する国際的な規制監督の在り方を議論する金融安定理事会（FSB）は、いわゆるトゥー・ビッグ・トゥー・フェイル（金融機関が大きすぎてつぶせない）を回避することなどを企図して「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」を2011年10月に発表した。ベイルインは、その中に含まれている一つの対応策である。金融危機に陥った際、金融システムが混乱することを防ぐため公的資金を注入して対応することをベイルアウトというが、この用語と対峙する概念がベイルインであると言える。

具体的には、巨大銀行が破綻するような場合においても、公的資金を注入することは行わず、その損失を投資家や高額預金者に負担させる形で、金融機関内で処理するやり方である。例えば、特定の債券について、銀行が破綻した場合は普通株への転換や資本への充当があり得るという前提で投資家に販売し、仮に当該銀行が破綻すれば事前に想定された処理を実行する枠組みである。

ところで、ルールが最も整備されている欧州におけるベイルインの実際の活用検討事例をみると、13年キプロスでのライキバンク等の破綻では預金保険対象外である非付保預金のベイルインが実施されたものの、16年イタリアのモンテパスキ銀行の銀行危機ではベイルインは実施されなかった。さらに、17年イタリアのバンカ・ポポラーレ・デイ・ヴィチェンツァとベネト・バンカの破綻では劣後債権者についての元本削減が実施されたとはいえ、ルール通りの形でのベイルインは行われておらず、さらに公的資金も注入されている。一方、17年スペインのバンコ・ポプラルの破綻では、劣後債等は全額毀損させるなど、EUの単一破綻処理委員会がルール通りの破綻処理を行う初の事例となっている。こうしてみると、原則通りに行われるケースと行われないケースが混在しているのが実情のようである。

翻ってわが国についてみると、目下のところ金融システムは安定しており、一見、こうした破綻処理とは無縁な金融環境であるようにみえる。しかし、金融危機はいつ発生するとも限らず、いったん発生すると危機は加速度的に深刻化し、最終的な対応は何でもありになるということを過去の歴史は私たちに教えてくれる。そのように考えると、将来を見据え、わが国金融システムに適合した形でのより踏み込んだベイルインの仕組みを検討しておくことは意義があるように考えられる。

椙山女学園大学
現代マネジメント学部教授
植林　茂

うえばやし・しげる　金融。埼玉大学大学院経済科学研究科博士後期課程修了。博士（経済学）。日本銀行、埼玉大学大学院客員教授などを経て現職。1958年生まれ。